

類型既存

番号	類型	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪被害	心身の障害有無	健診等結果	医師指導・診療・調剤	刑事事件手続	少年保護手続	必要とする理由
1	市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者の意思により要配慮個人情報に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>各種の相談事務 相談事務では、相談者は自己の意思に基づいて相談者の様々な意見、考え方、自己の履歴等を被相談者に披瀝して、適切な解決策が見つかるように相談を受けるものであり、相談の内容によっては、相談者の思想、信条、宗教等の要配慮個人情報を取り扱うことが考えられる。</p> <p>各種の陳情、要望等 市民等からの陳情、要望等は、それぞれ陳情者、要望者が自己の意見や主張を実施機関に知ってもらい、実施機関の適切な対応を陳情、要望するものであり、その際、要配慮個人情報に係る思想、信条、宗教等の個人情報が含まれることが考えられる。</p> <p>意見、主張、見解等 市民等から様々な機会に、電話、手紙等により一方的に意見や見解の表明を受けることがある。この場合に、当該意見や主張の表明の中に、思想、信条、宗教等の要配慮個人情報が入ることが考えられる。 また、実施機関で設置した各種の審議会、審査会、協議会等において、委員等から様々な意見、主張等が行われ、その中で、思想、信条、宗教等の要配慮個人情報が入ることが考えられる。</p>
2	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の要配慮個人情報に関する個人情報を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自己の意思に基づき自由に記載するものであり、当該作文、論文等の中に思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に係る個人情報が含まれることが考えられる。 この場合の個人情報は、記載者が表現の自由に基づき記載するもので、本人はこれらの作文、論文等に記載されている内容について実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。</p>
3	栄典、表彰の事務について被表彰者、候補者の犯罪歴等を取り扱う場合	－	－	－	○	○	－	○	－	－	○	○	<p>栄典、表彰事務においては、功績が特に優れた者を表彰し、市民等の模範とするもので、犯罪歴を有する者を表彰候補者や表彰者とすることは社会通念上市民等の感情にそぐわないものと考えられる。同様に、その他の表彰者等の推薦に当たっても同様の趣旨から何等かの形で表彰候補者について犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、表彰に当たっては、本人の功績の他、表彰に至るまでの背景として本人の病歴や障害の有無を取り扱うことが考えられる。</p>
4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された思想、信条、宗教等の要配慮個人情報に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に公知の情報として掲載されている思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に係る個人情報を実施機関の事務の必要性から取り扱うことが考えられる。</p>
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等要配慮個人情報の思想、信条に該当する個人情報を取り扱う場合	－	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	<p>実施機関は、議員等の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条を取り扱うことが考えられる。また、市議会の事務を行うにあたって、議員等に対する健康上の配慮を行うため、病歴等の要配慮個人情報を取り扱うことが考えられる。</p>
6	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行なうため宗教に関する個人情報を取り扱う場合	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	<p>土地、家屋等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる場合、その改葬、移転費用や供養・祭礼に要する経費の補償費用の算定のため土地、家屋等所有者の宗教を取り扱う必要が生じる。 また、土地、家屋等の所有者からの意思に基づき主張、提供され、実施機関が制限等をなし得ない場合もある。</p>
7	国際交流、姉妹都市提携等海外からの研修、来客者等の受け入れに際し、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため宗教等に関する個人情報を取り扱う場合	○	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－	<p>海外からの各種の研修者や来客者等の受け入れに当たり、宗教、人種及び民族による食事の制限や生活習慣の違いがあることから、宗教、人種及び民族に係る個人情報や、病歴等健康状態に関する個人情報を収集し、滞在先等に提供するなど研修者や来客者等に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。</p>
8	講座等の開設に伴い講師の宗教等を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>市民等を対象とした各種の講座等を開設するに当たり、講師の宗教等の個人情報を取り扱うことが考えられる。</p>

類型新規

番号	類型	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪被害	心身の障害有無	健診等結果	医師指導・診療・調剤	刑事事件手続	少年保護手続	必要とする理由
9	申請、届出書等の提出に伴い、要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当該申請等に個人情報を記載することや、添付することが規則、要項等の規定に基づく要件として認められている場合がある。 また、支援金等の制度に係る申請では、制度の対象資格を有するかを確認するため、申請者の病歴等状況を示す情報や、犯罪の経歴など経緯を把握することが必要となる場合がある。
10	職員、講師、委員等の採用、人事管理等に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	選考、採用等にあたって適格性等を判断するため、また、人事管理及び健康管理のため、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。
11	健診、保健指導等に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	健診、保健指導等に関する事務を実施するにあたっては、対象者の身体や精神の状態を把握することが必要となり、その際に自らの病歴や障害の有無、健診結果といった情報を対象者から取得することが必要となる場合がある。
12	教育、指導等に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生徒や受講者等に対し、的確な教育、指導等を行うために、当該生徒等の要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。
13	イベント等の開催に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	イベント、講義、研修等の開催にあたり、参加者、受講者等の心身の状況に応じて適切な配慮を行う場合があることから、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。
14	防犯、防災、事故に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、犯罪、災害又は事故の予防及び発生した際の連絡等対応を行うために対象者に係る要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。

個別

番号	事務名称	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪被害	心身の障害有無	健診等結果	医師指導・診療・調剤	刑事事件手続	少年保護手続	必要とする理由
1	国保データベース（KDBシステム）の運用事務	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	国保データベース（KDBシステム）の運用事務を行うにあたり、KDBシステムを通じて対象者の病歴等を含む個人情報を取り扱う必要があるため。
2	家庭用一般廃棄物の内容物調査事務	—	○	—	○	—	—	○	○	○	—	—	家庭用一般廃棄物の内容物調査事務を行うにあたり、廃棄物の調査を行う上で、廃棄者を特定するために廃棄物の撮影を行う際、要配慮個人情報を含む個人情報が含まれるおそれがあるため。また、廃棄者を特定し指導・勧告を行う際、病気等により分別が困難である者には福祉制度への案内等を行うにあたり、病歴及び障害の有無を本人から確認することがあるため。